

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 3月 8日
照会部署名 三宮年金事務所適用調査課
照会担当者 (一般職) 上廣 尚美
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 岸本

(案件)

(受付番号) No. 2010-355	賞与の支給回数の算定について
------------------------	----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

従来、年2回賞与支給（6月10日夏季賞与及び12月10日冬季賞与）の事業所が、本年より「介護職員処遇改善交付金事業」による賃金改善として、年2回支給（6月末日及び12月末日）を行うこととなりました。

「厚生年金保険法第24条3」より、同月内の支払については合算して標準賞与額の決定をしていることから、支払回数についても同月内は合算するものと考え、上記の事例の場合、年4回ではなく年2回の支払として取扱いしてよろしいかお伺いします。

総報酬制実施当時の社会保険庁のQ & Aには、「賞与に係る届出は、支払の都度行なうことが原則であるが、同月に2回以上の支払となってしまう場合には、その月の最後の支払日で、合計した額で届け出て差し支えない。(現行の特別保険料の取扱いと同様)」とされています。

(回答)

支払われる賞与が同性質であり、なおかつ同月内の支払いであれば、合算して差し支えない。

回 答 日 平成22年 5月 7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連 絡 先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----